



Title	嘉吉・文安年間における政務運営と公武政権
Author(s)	車谷, 航
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2025, 58, p. 1-29
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/100912">https://hdl.handle.net/11094/100912</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 嘉吉・文安年間における政務運営と公武政権

車谷 航

## はじめに

キーワード…伝奏／中山定親／後花園天皇／日野重子／口入

本稿の目的は、嘉吉・文安年間（一四四一～一四四九）において、政務がいかに運営され、また意思の合意や決定のあり方について、公武間交渉の実態に着目して明らかにすることにある。

ところで、室町期の公武関係に関する研究が、伝奏論をひとつの軸として進められてきたことは周知のとおりである。<sup>(1)</sup> そのうえで注目されてきたのが、嘉吉の乱後における政治過程をどのようにとらえるかという問題であった。

伊藤喜良氏は、伝奏奉書の発給主体の検討をつうじて、嘉吉の乱後に伝奏は室町殿と距離をおいたとし、また治罰の発給過程の分析とあわせ、天皇權威の浮上を論じた。<sup>(2)</sup> これに対して、富田正弘氏は、義教時代には室町殿に専属していた伝奏は、嘉吉の乱後にはあくまで公武の両属に戻ったにすぎないと評価する。<sup>(3)</sup> 富田氏は、伝奏が足利義教のもとに専属する専制体制のあり方こそ異例だとしたうえで、伝奏が公武に両属する形態こそが公武二頭・融合政治

の通常のあり方だとしたのである。またこれに先立って、富田氏は伝奏論を大きな軸とした室町期の政治史像を提示し、公武統一政権論として体系化した。<sup>(4)</sup>以降、その視点は発展的に継承され、室町期から戦国期にかけての公武関係史の研究は大きく進展した。たとえば、伝奏の展開過程の分析から公武政権の歴史的展開を論じる瀬戸薫氏・家永遵嗣氏・上嶋康裕氏の研究や、伝奏に限定せず室町殿と近しい関係にあった公家衆に焦点を当てて公武関係をとらえなおそうとする高田星司氏・瀧澤逸也氏の研究があげられる。

しかし、これらの研究は、伝奏奉書の古文書学的な分析、そして伝奏の動向や室町殿と公家衆との関係を分析対象としておこなわれており、制度史的な側面がやや強い印象をうける。問題と思われるのは、ここで伝奏を中心とした公武間の固定的な交渉システムは明らかにしても、そこでは実際の生きた交渉過程が捨象されるきらいがある点である。また、天皇や伝奏、管領らの個性はあまり考慮されていない。つまり、公武間においてどのような交渉のもと、意思が決定されていたかという問題は依然としてわからないままなのである。以前、筆者は嘉吉の乱後の政治過程の再検討をおこなったが、そこでみてきたのは、赤松満祐追討や室町殿足利義勝の代始儀礼をつうじて、公武が一体となって幼少の室町殿義勝のもとで「上意」を再建しようとする政治過程であった。<sup>(10)</sup>ここでやはり問題となるのは、公武間で政務運営がどのようにおこなわれていたのか、とくに意思決定のあり方なのである。

以上の問題に取り組むうえで、注目したいのが、中世前期の公武関係論である。まず一つ目は、川合康氏の研究である。<sup>(11)</sup>ここでは、後白河院政における権門間の交渉を分析するなかで、当時の国政運営の実態を炙りだしている。とくに、文治元年（一一八五）十月の源頼朝追討の宣旨発給をめぐる院伝奏高階泰経（大藏卿）を介した後白河院と九条兼実との生々しい交渉の分析をつうじて、意思決定のあり方を克明に明らかにしていることは注目される。このような分析視角は、室町期の公武関係論においても有効であろう。もう一つは、高橋典幸氏の研究である。<sup>(12)</sup>高橋氏は、

「鎌倉幕府と公家政権」という枠組みを超える存在やその動きに注目し、「朝廷・幕府を横断する政治勢力」こそが鎌倉期の政治の原動力と指摘し、鎌倉期の朝幕関係を再検討している。多様な公武間交渉のあり方を示す視点は、本稿でも継承したい。

以上をふまえて本稿では、これまで明らかにされた室町期の交渉ルートの存在をうけつつ、中世前期における公武関係論の視点にも学びながら、公武間交渉の事例分析をおこない、嘉吉の乱後の政務運営の実態について明らかにしたい。そこでは、天皇や伝奏、管領の個性にも注目し、当該期の政務運営におけるひずみについても明らかにできればと考えている。

## 第一章 公武間交渉の模索

### (一) 公武政権の理念

嘉吉の乱後、公武間交渉のあり方が模索される。本章では、その過程をみていききたいが、まずはその前提として、公武政権のあるべき理念とはどのようなものであったかを確認しておきたい。

嘉吉元年（一四四一）十月、三宝院義賢が播磨における山名氏の混乱停止にかんする勅定を管領細川持之に伝達しなかったことが政治問題となった。万里小路時房は、「諸守護不叙用者、無力之次第也、乍知<sup>レ</sup>違乱<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>者、其責可<sup>レ</sup>帰<sup>二</sup>一人<sup>一</sup>歟、為<sup>二</sup>公家<sup>一</sup>為<sup>二</sup>武家<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>之条可<sup>レ</sup>宜歟、抑留之条更不<sup>二</sup>甘心<sup>一</sup>事也」と批判を展開する。<sup>(13)</sup>そして、時房は義賢に速やかに勅定を管領に伝達すべきことを申し入れ、「而臨<sup>二</sup>此時節<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>加<sup>二</sup>御下知<sup>一</sup>者、奉<sup>二</sup>為<sup>一</sup>室町殿<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然歟、自<sup>二</sup>公家<sup>一</sup>又無<sup>二</sup>勅定<sup>一</sup>者、是又不可<sup>レ</sup>然歟、不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>置<sup>二</sup>其法<sup>一</sup>而有<sup>二</sup>濫吹<sup>一</sup>

者、其責可<sub>レ</sub>帰<sub>二</sub>一人<sub>一</sub>之条無<sub>レ</sub>疑、然者、奉<sub>二</sub>為<sub>一</sub>公家・武家<sub>一</sub>、冥慮難<sub>レ</sub>測歟」と述べるのである。<sup>(14)</sup>ここで時房は、室町殿の下知がなされず、また公家より勅定もだされぬなど何も対策を講じず乱れば、その責めは「一人」に及ぶこととなり、そうすれば公家・武家のため「冥慮」は測りたいと述べている。時房のなかで一貫しているのは、責めが「一人」に及ばないようにするため、武家・公家の双方による政務が求められていると主張する点である。桜井英治氏は、その責めを負うべき「一人」を「足利義勝であり、同時に後花園天皇でもある」としたうえで、「時房の政道論には公武の一体化という権力構造が前提にされていることに注意したい」と的確に述べている。<sup>(15)</sup>それは時房自身が、「時房事、生<sub>二</sub>得公家<sub>一</sub>之器也、朝家御事不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>崇者、冥慮不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、武家御事又存<sub>二</sub>不忠<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可有<sub>二</sub>冥加<sub>一</sub>也」と述べて、公武双方への忠節を誓っていることから明らかであろう。

さて、桜井氏の評価には異論はないものの、ここで疑問なのは、責めを負うべき「一人」とは、後花園と義勝を同時に指しているのかという点である。というのも、時房の政道論には、具体的には「公家」「武家」がそれぞれ別人格として挙げられており、公武統一の理念を読み取るべきとはいえ、それは「一人」としてまとめられるのである。ここでの「一人」とは、単なる員数ではなく特定の人物を指しているのは明らかである。最終的に「一人」に責めが及んだ結果、公家や武家の「冥慮」にかかわるとすれば、その「一人」とは公家・武家のさらに上位に位置づく存在であろう。とすれば、ここでいう「一人」とは、「いちじん」と読んで、あくまで天皇のみを指すのではないだろうか。<sup>(17)</sup>

ただし、ここで「一人」を天皇と解釈した場合、それは後花園天皇を指すのであろうか。というのも、先に引用した『建内記』嘉吉元年十月十二日条で、「自<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>又無<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>者」と時房自身が述べているように、この「公家」は後花園天皇を指していると思われるからである。とすると、時房がいう「一人」を天皇とした場合、「公家」との

関係をどのように理解すればよいのであろうか。ここで想起されるのは、新田一郎氏<sup>(18)</sup>や川合康氏<sup>(19)</sup>の室町期の国制をめぐる議論である。新田氏は、まず足利義満の「王権篡奪」に検討を加え、「天皇家の危機」ではありえたかもしれないが「天皇制の危機」ではなかったのではなからうか」としたうえで、義満の政権を「秩序の抽象化の帰結」と評価し、その政権が「構造としての」「天皇制」の強固な確立・存続へ向けて作用した重要な因子のひとつであった<sup>(20)</sup>（傍点は新田氏）と総括するのである。この議論をうけて川合氏は、室町殿という「実質的な政権の首長としての地位」が、天皇による征夷大将軍補任と不可分であったことに注目し、「天皇―將軍の関係をきわめて固定的にとらえる秩序意識」が公武全体に浸透していたと論じている<sup>(21)</sup>。ここで重要なのは、新田氏・川合氏がともに想定する天皇は、生身の天皇（家）ではないという点である。新田氏が「構造としての」「天皇制」と説明するように、それは国制の秩序としての枠組みなのである。それをふまえたうえで時房の政道論に戻れば、あくまでここで述べられる「一人」とは、生身の天皇（後花園天皇）ではなく観念的な存在としての「天皇（制）」であって、当該期の国制秩序の根幹ととらえたほうがよい。すなわち、失政の責めが国制秩序の根幹としての「一人＝天皇（制）」にまで及んでしまえば、公家（後花園天皇）も武家（足利義勝）も共倒れになりかねないので、「一人」の秩序のもと、公家・武家ともにそれぞれ勅定や下知によって対処すべきだという意味での公武一体化の理念をここからみいだすべきであらう。

そのうえで問題となるのは、公武間交渉のあり方である。万里小路時房は、「公武之間媒介事者、依<sup>レ</sup>題目<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰出<sup>一</sup>歟」としたうえで、「一切大小之万事、彼門跡許可<sup>二</sup>申次<sup>一</sup>トハ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>心得<sup>一</sup>事也」と述べて、三寶院門跡による申次のあり方を批判し、「二段ト重事とある題目ノ媒介、塩梅簡要也」として、題目によって弾力にとんだ交渉の必要性を説いている<sup>(22)</sup>。義教時代の満済のように、その器量によってうまく申次が機能していれば問題はないが、現在の義賢のように忖度によって勅定を握りつぶすなど、三寶院による申次の弊害がこの時期あらわれていたのであ

る。室町期から戦国期にかけての武家昵近公家衆を分析した瀧澤逸也氏によれば、義教期以後の公武間交渉においては、武家伝奏と將軍の間に昵近衆が介在する例が多いという。<sup>(23)</sup>とすればこの事実は、三宝院門跡が申次をおこなう義教期までのあり方がみなおされたものとして注目される。

このように、嘉吉の乱後には公武の一体化のあり方があらためてみなおされ、それにともなつて公武間交渉のあり方も模索されていたのである。

## (二) 人事をめぐる公武の折衝

では次に、人事をめぐる公武間の意思共有のあり方についてみていきたい。嘉吉元年十月、関白二条持基は、万里小路時房に南都伝奏への就任を懇願した。これに対し、時房は返事を保留したうえで、「此事雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>誰人<sub>一</sub>、先<sub>レ</sub>内々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>之由、先内々被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>含管領<sub>一</sub>、彼存知者尤可<sub>レ</sub>然歟」と述べた。<sup>(24)</sup>つまり、南都伝奏補任について誰を定めるのかについては、まず内々に管領細川持之に相談し、管領の「存知」が必要であるとするのである。その理由は、「如<sub>二</sub>所領<sub>一</sub>事(室町殿御少年之間)多可<sub>レ</sub>談<sub>二</sub>管領<sub>一</sub>事也、而(彼)一向不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>伝奏新補之儀<sub>一</sub>者、其人談合進退不<sub>二</sub>思様<sub>一</sub>歟、旁被<sub>二</sub>仰談<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>然哉」(括弧内は傍書)とあるように、<sup>(25)</sup>所領にかんすることは管領に多く相談することになるので、管領が南都伝奏補任の事情について関知していなければ、「其人」(＝南都伝奏に補任される人)は管領との談合に難義するであろうというのである。つまり時房は、あらたに南都伝奏となる人の実務への支障がでないように、かかる人事の内情を包み隠さず明かすべきと関白持基に述べているのである。

さて、そのうえで問題となるのは、どの段階で管領に相談すべきか、という点である。

【史料一】『建内記』嘉吉元年十月二十八日条（傍書は（ ）に記したうえで、適宜文中に挿入した。以下同じ）

闕白（二条持基）使木幡中将入来、南都伝 奏事予猶辞申、所詮（以予可被<sub>レ</sub>定由、）先被<sub>レ</sub>仰・二談管領<sub>一</sub>、其後被<sub>レ</sub>仰

者、領状可<sub>レ</sub>安歟、定可<sub>レ</sub>存知<sub>一</sub>哉之由、昨夕。（以闕白意見分<sub>一</sub>）被<sub>レ</sub>示<sub>二</sub>談中山宰相中将<sub>一</sub>之処、其条可<sub>レ</sub>然、

但雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰談<sub>一</sub>、其後猶若申<sub>二</sub>固辞<sub>一</sub>者。（似<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>輕<sub>二</sub>勅定<sub>一</sub>、武辺之所存、弥不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然歟、先猶領否重被<sub>レ</sub>仰

定<sub>一</sub>、其後被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>談管領<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>然哉、猶可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>責仰<sub>一</sub>之由、彼卿計申者也、所詮必々可<sub>レ</sub>存知<sub>一</sub>由、嚴密承<sub>レ</sub>之、

此上難<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>哉、但猶可<sub>レ</sub>參申<sub>一</sub>之由申了、（中略）

（一行分空白）

向<sub>二</sub>左衛門督亭<sub>一</sub>、談<sub>二</sub>南都伝 奏事<sub>一</sub>、領状可<sub>レ</sub>然云々、次向<sub>二</sub>中山<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>路次<sub>一</sub>參会、互立<sub>レ</sub>輿談<sub>二</sub>同事<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>

其可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>談管領<sub>一</sub>間事先尤可<sub>レ</sub>然、但為<sub>二</sub>他事之傍例<sub>一</sub>、就<sub>二</sub>聖断<sub>一</sub>為<sub>二</sub>難治<sub>一</sub>者治定已後可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰歟、所詮其

間事、可<sub>レ</sub>談<sub>二</sub>左金吾<sub>一</sub>云々、可<sub>レ</sub>然之様可<sub>レ</sub>相計<sub>一</sub>由示了、就<sub>レ</sub>存<sub>二</sub>公儀<sub>一</sub>、更不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>私儀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>忠哉、若先

被<sub>レ</sub>仰談<sub>一</sub>者、此事為<sub>二</sub>重事<sub>一</sub>之間、別而先被<sub>レ</sub>仰合<sub>一</sub>之由可<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>詞者歟、次詣<sub>二</sub>三宝院<sub>一</sub>有<sub>二</sub>対面<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>談同事<sub>一</sub>、

領状可<sub>レ</sub>然由承<sub>レ</sub>之、次詣<sub>二</sub>闕白<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>木幡中将<sub>一</sub>申<sub>二</sub>今朝御返事<sub>一</sub>、次出座、委細承<sub>レ</sub>之、此上者可<sub>レ</sub>存知<sub>一</sub>之由申

了、但治定領状時分可<sub>レ</sub>計承<sub>一</sub>之由申了、

【史料二】によれば、南都伝奏就任の打診をうけた時房は、中山定親らと意見を交わしている。まず時房は、「所詮（以予可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定由）先被<sub>レ</sub>仰・二談管領<sub>一</sub>、其後被<sub>レ</sub>仰者、領状可<sub>レ</sub>安歟、定可<sub>レ</sub>存知<sub>一</sub>哉」と述べているように、時房を補任したいとの意をまず闕白二条持基から管領細川持之に相談したうえで、その後南都伝奏補任の話がなされればこちらとしても領状しやすとする。これをうけた宰相中将中山定親は、「其条可<sub>レ</sub>然、但雖<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰談<sub>一</sub>、其後猶若

申<sup>二</sup>固辞<sup>一</sup>者<sup>〇</sup>(似)レ奉<sup>レ</sup>輕<sup>二</sup> 勅定<sup>一</sup>、武辺之所存、弥不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然歟<sup>一</sup>として、管領に事前に話すことには賛同しながらも、その後もし時房が南都伝奏就任を固辞するようなことがあれば、勅定を軽んじることとなると指摘し、それこそ武家にとって許しがたい事態であるので、南都伝奏就任の「領否」を明らかにしたうえで管領に相談されるのがよいとするのである。このように、管領細川持之に相談するタイミングをめぐって議論がなされていることが注目される。

その後、時房は左衛門督正親町三条実雅から南都伝奏の拜受を促される。しかし、なおも逡巡する時房に対し、中山定親は「就<sup>レ</sup>其可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>管領<sup>一</sup>問事先尤可<sup>レ</sup>然、但為<sup>二</sup>他事之傍例<sup>一</sup>、就<sup>二</sup>聖断<sup>一</sup>為<sup>二</sup>難治<sup>一</sup>者治定已後可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰歟」と述べる。ここで定親は、関白から管領に南都伝奏の人事案を伝えることに賛成しながらも、「他事之傍例」によりながら、聖断によってもむずかしいときは、状況が定まったあと管領に伝えるべきだとする。つまり定親は、前段と同じように、あくまで事後に管領に通達すべきという立場をとるのである。義教時代より伝奏を務めてきた定親は、さまざまな事例や武家の意向をふまえたうえで、時房にアドバイスをしている様子が見える。

南都伝奏の歴史的展開を論じた林遼氏は、南都伝奏と管領とのあいだには制度上直接的な関係はなかったとしている<sup>(26)</sup>。しかしその人事をめぐっては、公家側から管領に事前の談合はなされてしかるべきとの観念があり、朝廷では、そのタイミングをめぐって議論が綿密におこなわれていたのである。それは中山定親の発言からみられるように、公武における天皇の勅定の位置をめぐる問題とも密接にかかわっており、そのため慎重に議論がなされたのである。

このような人事にかんする公武間の折衝は、文安年間に入るとさらなる展開をみせる。それについて、官務職をめぐる事例をもとにみてみたい。

【史料二】『師郷記』 文安二年十月八日条

八日、今日官務沙汰事、於<sub>二</sub>伝奏<sub>一</sub>（尹大納言）亭<sub>一</sub>、万里小路大納言・中御門中納言等聞<sub>二</sub>両方奉行申詞<sub>一</sub>、彼三人各可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>意見<sub>一</sub>之由、自<sub>二</sub>管領<sub>一</sub>（細川勝元）申<sub>レ</sub>之故云々、前官務方奉行飯尾大和入道、官務方奉行齋藤上野介也、今日者不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>意見<sub>一</sub>云々、

嘉吉元年以来、小槻（大宮）時繁と小槻（壬生）晨照とのあいだで官務職をめぐって争いが続いていた。嘉吉元年十月には、時繁が管領細川持之に訴えて、晨照の官務職を競望して果たされたという経緯があった。<sup>(27)</sup>【史料二】は、文安二年（一四四五）十月、小槻晨照への官務職還補をめぐる問題が出来し、その問題における朝廷側の動きがわかるものであるが、これによると、伝奏中山定親（尹大納言）亭に大納言万里小路時房、中納言松木（中御門）宗継が招集され、前官務方の奉行飯尾大和入道、官務方奉行齋藤上野介の主張を聞き、それぞれ意見を述べるよう求められたという。それが管領細川勝元の意向によるものだったことは注目される。<sup>(28)</sup>十一月に入ると、これら三人の意見は、「三卿意見状」としてまとめられ、奉行をつうじて管領勝元に披露され、「晨照宿祿所<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>其理<sub>一</sub>之由」がみとめられ、小槻晨照の官務職還補が決まったのである。<sup>(29)</sup>

この官務職の人事をめぐる事例では、管領の意向で伝奏を中心とした公家の合議がなされていたことがわかる。このように実態において、公武間で意見のすり合わせがおこなわれ、人事などの政務が運営されていたことがわかる。このとき招集された面々については、たとえば、万里小路時房が「凡御執 奏<sub>申</sub>次予<sub>一</sub>」（時房）<sup>(30)</sup>中山・（帥大納言）三条可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>三人<sub>一</sub>之由 勅定事<sub>一</sub>」があり、時房・中山定親・正親町三条実雅が執奏<sub>を</sub>担ったと述べているのが参考になる。ただ、先述の官務職の人事をめぐる事例では、正親町三条実雅が含まれておらず、松木宗継が加えられている

などの若干の違いはある。しかし、次章でみる文安四年（一四四七）治罰の綸旨発給の噂をめぐる事件では、伝奏中山定親・正親町三条実雅・万里小路時房に天皇より勅問がなされて議論されたうえで、伝奏定親と松木宗継が勅使として幕府に派遣され事態の收拾に動いていることをふまえれば、<sup>(31)</sup>この時期、公武間の折衝を行っていたのは、おおむねこの面々であったといえよう。

## 第二章 公武間交渉の実態と天皇の周辺

### (一) 公武間交渉における天皇の意思

足利義満以来の公武関係をめぐっては、富田正弘氏が、「公の比重の低下と、公の依存的公武一体化」と総括しているが、<sup>(32)</sup>大枠において政務を武家が主導するという方については、嘉吉の乱後も変わっていない。そのなかでは、武家が執奏する事柄について、天皇が基本的に容認するあり方は継続されたと思われるが、万一、武家と天皇とのあいだで意思の疎隔が生じた場合、どのように合意形成がはかられるのであるうか。本章では、いくつかの事例をもとに、公武間の合意形成の過程についてみていきたい。

まず注目したいのは、豊受大神宮宮司の補任問題である。嘉吉三年（一四四三）六月九日、管領畠山持国は、豊受大神宮（伊勢神宮外宮）の宮司として河辺氏長を重任されるよう、前年の段階で神宮伝奏町資広をもって執奏していたものの依然として勅答は下されずにいた。持国は、「于今不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>之条、何様子細乎」と不審に思い、「若<sub>（町資広）</sub>日野大納言不<sub>二</sub>奏達<sub>一</sub>敷」とあるように、町資広が奏聞していないのではないかと疑った。<sup>(33)</sup>しかしなおも勅答は下されず、六月十四日になって河辺忠春が宮司職を競望するあらたな展開となったのである。<sup>(34)</sup>この経過をふまえて、次の



とのあいだで交わされた生々しいやりとりを記している。まず、一段下げられたうえで詳細に記された後花園の勅答の内容をみてみよう。ここでまず興味深いのが、後花園の意思は、武家の執奏（河辺氏長の重任）とは反していたという点である。ゆえに「然而依有<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思<sub>二</sub>食子細<sub>一</sub>、于今不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>勅答<sub>一</sub>」とあるように、今まで勅答が仰せられなかったというのである。そして傍線部①によれば、「河辺氏長の重任は、先例・功績からいっても一理がないわけではない。ただし、父盛長からのすべての相続は過分ではないか。一方、河辺忠春は、なお宮司職にふさわしい。しかし、忠春は先年に罪科をうけたと聞いた。その件は武家の沙汰であるので、こちらとしては知らずにいた。もし、忠春の恩免がなされれば、とても喜ばしい。とやかくいわず、理非を議論しないで氏長を宮司職に補任せよと管領が申すのであれば、反対はしない」と後花園は述べるのである。後花園としては、忠春こそ宮司職にふさわしいと考えており、これは管領持国が望む氏長の宮司職補任とは真つ向から対立するものであった。しかし、最終的には、「所詮氏長。（事不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>理非<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補之由）則管領為<sub>二</sub>執申之儀<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>子細<sub>一</sub>者」というあえて含んだ言い方で、氏長の宮司職補任を了承するのである。

以上の勅答をうけた中山定親は、神宮伝奏町資広が祇候したときに仰せられるべきだったと撰津満親と松田貞清に述べて、後花園への批判を漏らしている。【史料三】の後段では、町資広に代わって定親が後花園との交渉を担った経緯と、定親と後花園との交渉過程について詳細に記されている。それによると、当初は後花園よりの「御返事」はなく、定親は「勅答の延引の理由を仰せにならないと管領はきつと不審に思っているだろうから」と後花園に重ねて伺ったところ、ようやく後花園よりの回答が得られたのである。それが、傍線部②なのである。後花園は、「勅答について重ねて管領が申し入れてきたら、以下のことを管領に言うつもりだ。もしそうでないなら（これ以上の管領よりの催促がないのであれば）、勅答を伝えよ（傍線部①を指すカ）。管領が、宮司職のことで妨害する者がおり、その

せいで勅答が遅れているのではないかと申し入れてきたならば、『我（＝後花園自身）が止めおいているので、今に進展しないのだ』と述べたというのである。管領持国の執奏に不満をもつ後花園の生々しい言葉であるが、もちろん定親はこれを胸に秘め、摂津・松田兩人に「無<sup>レ</sup>何」伝え、状況を理解してもらった。その後、管領持国から勅答を求める内衆がきたので、勅答を持国に伝えた。しかしここで伝えられたのは、正規の勅答（傍線部①）だったと思われるのである。

かかる生々しいやりとりのなかで注目したいのは、中山定親の役割である。そもそもこの件にかんして、定親は途中まで部外者であった。この件にかんする担当は、神宮伝奏の町資広だったからである。しかし、勅答がなかなか下されないなかで、「非分付<sup>レ</sup>予」されたかたちで定親が後花園のもとに祇候したのである。この一連の差配は、「管領依<sup>レ</sup>成<sup>疑胎</sup>」とあるように、管領畠山持国によってなされた。つまり、正規の伝奏であった町資広では後花園の勅答を引きだすことはできなかつたため、管領持国の意向により後花園との交渉は急遽定親にゆだねられたのである。このなかでは、思いもよらぬ後花園の本音まで引きだすこととなったが、定親はこれをそのまま武家側に伝えることはせず、摂津満親と松田貞清には「無<sup>レ</sup>何」なく伝えることで状況を把握させ、管領持国には正規の勅答のみ伝えたのである。

ここでみられるように、中山定親は勅答を引きだし、後花園の回答を取捨選択し、ニュアンスを変えながら伝えることよって公武間の合意形成がなされていたのである。一般に、伝奏は公武間の調整役と位置づけられることも多いが、この事例では町資広が勅答を引きだせなかつたように、伝奏がみなこうした調整を容易に担えたわけではないことがうかがえよう。武家執奏に天皇が反対するということは基本的にはありえないが、この事例のように勅答を遅らせて不満を表出するという天皇に対し、いかに妥協的な勅答を引きだして公武間の合意形成にみちびくかが伝奏に

求められた能力だったのである。とすれば、文安年間以降に室町幕府が公武間の連絡役を個別寺社の伝奏から中山定親に一本化し、その後、定親の息中山親通が「惣伝奏」として公武交渉を担っていく背景のひとつには、<sup>(36)</sup>こうした定親個人の交渉能力が重視された側面もあったのではないだろうか。

## (二) 天皇周辺の政治的空間と内奏

前節でみた事例は、後花園天皇が武家の執奏内容に不満をもち勅答を遅らせたことが、公武間の合意形成をむしろしくしたものであった。しかし、そこでは武家による執奏自体は、無事天皇に届いていた。では、そもそも執奏が正しく天皇のもとにもたらされなかった場合、どのような事態となるのであろうか。かかる関心をもとに、次の事例をみてみよう。

【史料四】『建内記』文安元年四月十日条（～）は割注を示す

藏人左中弁俊秀坊城来、談賀茂祭事、其次条々言談、神宮祢宜。(改補事)外宮二祢宜(名字忘却)・内宮二祢宜(名字忘却)去月日(其日忘却)同日令逝去、希代事也、但註進禪同日、以異日令註進言上、不<sub>レ</sub>得其意事也、(仍)外宮祢宜新補事、以貞熙武家被<sub>二</sub>挙申<sub>一</sub>、其外今一人直望、<sub>二</sub>申公家<sub>一</sub>、(付<sub>二</sub>伝<sub>一</sub>奏日野。大納言、(資<sub>前</sub>広卿)又内奏之人在<sub>レ</sub>之云々、)資広卿奏聞之時、以<sub>二</sub>常久<sub>一</sub>可<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>之由勅定、伝奏已下、<sub>二</sub>知職事<sub>一</sub>(俊秀)之処、尹大納言密々。(有)入魂之旨、(御執奏事也)仍宣下遅<sub>二</sub>引<sub>一</sub>之、武家頭人(撰津掃部頭入道)并奉行(松田对馬入道)向<sub>二</sub>尹大納言亭<sub>一</sub>云、以<sub>二</sub>貞熙<sub>一</sub>被<sub>二</sub>執奏申<sub>一</sub>之処、(室町殿御少年、仍管領沙汰也)無<sub>二</sub>其甲斐<sub>一</sub>以<sub>二</sub>他人<sub>一</sub>被<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>之条、何様哉、可<sub>レ</sub>然之様可<sub>二</sub>申沙汰<sub>一</sub>之由云々、尹大納

言即 奏聞之処、理運為誰人、哉之由被尋、仰伝 奏之処、常久事、日野前大納言為理運之由頻申之間、可宣下之由被仰了之由、有勅答、仍尹大納言招日野新大納言、示勅定之趣之処、以宰相典侍一 奏聞之時、為御執 奏上者可為貞熙、歟之由頻申入之処、常久為理運之上者、不可依御執 奏、早可宣下之由、勅答、仍加下知了、更非支申之儀、仍為申披一度々大納言至庭上參上之処、宰相典侍稱指合不出逢、無力之由大納言相談之処、其後大納言奉書又到来、以貞熙可宣下之由被仰了云々、終被任御執 奏了云々、

尹大納言先度談俊秀云、内 奏事跡事也、当時昵近御前六人（尹大納言（定親）・兵部卿（永基）・左大弁（益長）・成任・親長・季春、内、成任少年也、親長・季春定不可申之、さてハ誰人申哉云々、女中如何々々、

【史料四】は、伊勢神宮外宮の二祢宜補任問題にかんする史料である。文安元年（一四四四）四月、伊勢神宮の内宮・外宮の二祢宜が同時に死去し、それにもなつて武家はあらたな外宮の二祢宜として貞熙を推挙した。ところがこれに対して常久という人物が直接、後花園天皇に対し、自身への二祢宜補任を働きかけたことが問題となつた。担当の伝奏は、前節にも登場した「日野前大納言」町資広である。以下、局面ごとに状況を整理しておきたい。

【第一局面】神宮伝奏町資広が奏聞したところ、後花園天皇は常久をもって宣下せよとの勅定を下した。これをうけた資広は、職事の坊城俊秀に下知する。しかし俊秀は、尹大納言中山定親から密々に武家による貞熙執奏のことを聞いていたため、宣下を保留した。

【第二局面】この状況をみて、幕府頭人摂津掃部入道と奉行松田対馬入道が中山定親亭を訪れた。武家として貞熙補任を執奏したにもかかわらず、「他人」（常久）に宣下しようとした意図を尋ね、あらためて貞熙への宣下がなされる

よう求めた。

【第三局面】中山定親は、後花園天皇に真意を尋ねるべく、奏聞した。すると、後花園からは常久のことは町資広がりしきりに常久の「理運」を説くので、常久に宣下せよとの旨を下したとの勅答があった。

【第四局面】その後、定親は、町資広を招いて経緯を聞いた。資広は、宰相典侍をもって奏聞したとき、御執奏のうちは貞熙をもって補任すべしとしきりに申し入れたが、常久に理運があるので、武家の御執奏によらず早く常久に宣下せよとの勅答があったので、職事に下知したと説明した。

【第五局面】町資広は、弁明のため庭上に参上するが、宰相典侍は「指合」と称して面会を拒否した。その後、資広のもとに奉書が到来し、先の勅定をあらため貞熙に宣下せよとの仰せが下された。

この事例では、武家による執奏が優先され、天皇の勅定があらためられたことを示しており興味深いが、重要なのは、後花園天皇のもとには貞熙推挙の執奏自体が届いていなかったと思われることである。定親による後花園と資広への聞き取りの結果、両者の言い分は食い違っていることが明らかとなった。しかし、資広の弁明にあえて信をおけば、資広と後花園とのあいだを取り次いだ宰相典侍が大きく関与していることは疑いない。現に、宰相典侍は資広との面会を拒んでいるし、問題が大きくなった直後、貞熙への宣下を命じる奉書が下されているのである。この事件は、【史料四】で中山定親が坊城俊秀に「内 奏事珍事也」と語っているように、伝奏による天皇への申し入れが天皇の周辺において阻まれ、武家による執奏とは異なる内奏が生じた事例なのである。

では、なぜこのような事態となったのであろうか。まず公武間交渉において留意すべきなのは、公武間の距離、とりわけ伝奏と天皇との距離が意外なほど遠いという点であろう。伝奏は、直接天皇に奏聞することはできず、女房などの申次を経由する必要があった。この事例でいえば、宰相典侍がそれにあたる。この申次がうまく機能していれば

問題はないのであるが、申次がよこしまに奏聞の内容に手を加えてしまうと、公武間の交渉はとたんに破綻しかねない。【史料四】の後段で、中山定親が当時の「昵近御前六人」と女房による内奏への関与を疑っているように、伝奏と天皇とのあいだで執奏されたその内容がかならずしも正しく共有されるとは限らないのである。ここに武家による執奏すら覆しかねない内奏の余地が生まれるのである。

こうした状況は、現実の政治情勢をも混乱に陥れる可能性があった。それが現実となったのが、山名持豊治罰の論旨発給をめぐる巷説事件である。まずは以下、事件の概要を『康富記』文安四年七月十六日条によって確認しておきたい。文安四年（一四四七）七月十六日、にわか政情が不安定となり、管領細川勝元は内裏四門役として人数を置き、近習・外様も急遽「室町殿」（將軍足利義成の御所烏丸亭）に馳せ参じた。<sup>(37)</sup> 結局、何事もなくおわったが、間もなくしてこの騒動の全容が明らかとなった。それによると、山名持豊治罰の論旨が前管領畠山持国に下されたという噂がなされ、これにより山名方に「騒動」が生じたというのである。朝廷では、弾正尹中山定親・大納言松木宗継を勅使として管領細川勝元のもとに遣わし、「論旨事公家更不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>知食<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>虚説<sub>一</sub>之由」を伝えた。管領勝元はこの旨を山名方に伝えて事態はようやく収束したのである。

この事件において重要なのは、山名持豊治罰の論旨の発給が単なる噂にすぎなかったにもかかわらず、それが現実をもつてうけとめられ騒動に発展している点である。事態の收拾にあたった万里小路時房は、「論旨事以外之重事也、不<sub>レ</sub>（被<sub>二</sub>）知食<sub>一</sub>者、急速被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>遣管領<sub>一</sub>之条可<sub>レ</sub>然事也、其謂者、讒佞之説若令<sub>二</sub>信仰<sub>一</sub>者、結句遮物念之沙汰万<sub>一</sub>一令<sub>二</sub>出来<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>正躰<sub>一</sub>事也、被<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>勅使於管領許<sub>一</sub>、（室町殿御少年間也、）山名治罰 論旨事有<sub>二</sub>虚説<sub>一</sub>云々、（更不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>知食<sub>一</sub>之上者、）奉<sub>二</sub>為<sub>一</sub>公家<sub>一</sub> 陵尔之至驚思食、又為<sub>二</sub>其人<sub>一</sub>不便、旁以急速札明可<sub>レ</sub>然之由可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰敷」と中山定親に述べているが、これによれば後花園天皇は治罰の論旨の発給についてまったく関与していな

かつたらしい。また時房によれば、山名持豊治罰の綸旨発給にかんする騒動は今回が初めてではなく、「次先年播磨  
 乱之時、可退<sup>一</sup>、治山名<sup>二</sup>之由被<sup>レ</sup>成<sup>三</sup>、綸旨於大河内<sup>一</sup>之由、已有<sup>二</sup>浮説<sup>一</sup>、為<sup>三</sup>柏真和尚之詐偽<sup>一</sup>之条令<sup>二</sup>露頭<sup>一</sup>、彼逐  
 電了<sup>一</sup>とあるように、<sup>(39)</sup> 文安元年（一四四四）の赤松満政挙兵にさいし、柏真和尚という人物が山名氏治罰の綸旨を  
 「詐偽」しようとした事件もあつたのである。とすれば、条件さえ揃えば、天皇の周辺において治罰の綸旨は発給が  
 可能だったのであり、それは先にみた伊勢神宮外宮の二祢宜補任問題でみられた内奏の問題と密接に結びつく。問題  
 なのは、天皇が関与しないところでこのような状況が生まれることにあるのである。従来、公武間交渉で注意されて  
 こなかつた天皇周辺の不透明な空間は、内奏を生み、時としてこのような政治情勢への混乱を招くこともあつたので  
 ある。その点は当該期の公武間交渉の実態としておさえておく必要がある。

### 第三章 大方殿日野重子の「口入」をめぐる

前稿において、足利義政期に特有の政治勢力として、義政生母である大方殿日野重子の政務介入に注目し、そのあ  
 りようについて論じた。ここでは、事例として嘉吉三年（一四四三）七月の興福寺別当問題について分析したので  
 あるが、ここで重子は俊円（重子兄弟）の別当辞任について、直接後花園天皇にはたらきかけた。その結果、後花園  
 は、管領畠山持国とのあいだで、年限未満の俊円の別当辞任を認めないという合意がすでになされていたにもかかわらず、一転して俊円の別当辞任を容認したうえ、新別当補任の勅許を下したのである。<sup>(40)</sup> この重子による交渉は、管領  
 持国や南都伝奏万里小路時房の頭越しにおこなわれ、両者は宰相典侍の女房奉書と重子の「御書」で状況を知つたの  
 である。ここで宰相典侍の存在に注目するならば、この重子の動向は、第二章第二節でみた内奏そのものであろう。

とすれば、重子の「口入」は、公武間の政治的問題としてとらえなければならない。そこで、あらためて大方殿重子の「口入」について考えてみたい。

【史料五】『薩戒記』嘉吉二年七月二十三日条

入道右少弁重政（不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>法名<sub>一</sub>）送<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>云、近日称<sub>二</sub>大方殿使<sub>一</sub>、方々口入事触<sub>レ</sub>耳、太不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、或知給、或不<sub>二</sub>知給<sub>一</sub>事多<sub>レ</sub>之、祇候女房任<sub>二</sub>雅意<sub>一</sub>相<sub>二</sub>訪侍等<sub>一</sub>、申<sub>二</sub>遣所々<sub>一</sub>、或遣<sub>二</sub>奉書<sub>一</sub>云々、奇怪事也、所詮向後有<sub>二</sub>如<sub>レ</sub>然事<sub>一</sub>者、無<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>承引<sub>一</sub>、先密々示給參申歟、不<sub>レ</sub>然者以<sub>二</sub>慥使者<sub>一</sub>歟申談、依<sub>レ</sub>事可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其沙汰<sub>一</sub>也者、（後略）

【史料五】では、嘉吉二年の段階で重子の「口入」（口添え、干渉）が問題となっていることがわかる。ただし、「口入」自体は、管領など権力の中核にいる者が、依頼があった場合や必要によっておこなっており、別に重子のみの特徴ではない。注目したいのは、なぜ重子の「口入」がこれほど問題となるのかという点である。そこであらためて【史料五】傍線部をみると、重子が「口入」する内容について把握していないことも多々あり、そして重子祇候の女房が雅意に任せて方々に奉書を遣わしていることが具体的には問題となっているのである。これにかんして、文安元年（一四四四）二月、管領畠山持国の被官吹田加賀守が「大方殿諸五山僧達事々御口入繁多之間<sup>上</sup>結句無<sub>二</sub>御存知事<sub>一</sub>之由、有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>」と万里小路時房に語っており、重子は自身が内容を把握しないまま「口入」に及ぶことが多く、実際に混乱をもたらしていたことがわかる。

そのうえで注目したい事例が、関白一条兼良と春日社による山城国祝園荘をめぐる相論である。文安四年（一四四

七)十一月、一条兼良は、山城国祝園荘を撰闕家領と主張して永代一円不輸の繪旨を申請したが、これにあたり兼良は大方殿重子の扶持をうけていると主張している。

【史料六】『建内記』文安四年十一月二日条

祝園庄事、任<sub>(一条兼良)</sub>闕白被<sub>(二)</sub>申請<sub>(一)</sub>可<sub>(レ)</sub>成<sub>(二)</sub>繪旨<sub>(一)</sub>之由、彈正尹<sub>(中山)</sub>定親卿、以<sub>(三)</sub>奉書<sub>(二)</sub>仰<sub>(一)</sub>職事、<sub>(大)</sub>頭左大弁俊秀朝臣、<sub>(大)</sub>左大弁送<sub>(二)</sub>被奉書案文<sub>(一)</sub>、<sub>(大)</sub>闕白被<sub>(二)</sub>染<sub>(一)</sub>自筆、<sub>(大)</sub>等、<sub>(大)</sub>兩通一見留<sub>(左)</sub>、書様事談「<sub>(大)</sub>」状、奏聞、春日社雜掌  
 「<sub>(大)</sub>」<sub>(大)</sub>内侍状案在<sub>(右)</sub>、勅答以<sub>(二)</sub>女房奉書<sub>(一)</sub>被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>下<sub>(一)</sub>之、永領繪<sub>(事)</sub>、太方殿以<sub>(二)</sub>内書<sub>(一)</sub>被<sub>(レ)</sub>示<sub>(二)</sub>闕白<sub>(一)</sub>、<sub>(大)</sub>件、内書不<sub>(レ)</sub>被<sub>(二)</sub>副下<sub>(一)</sub>之間、不分明、所詮武家御教書被<sub>(レ)</sub>成<sub>(レ)</sub>之後、可<sub>(レ)</sub>被<sub>(レ)</sub>申<sub>(二)</sub>請<sub>(一)</sub>繪旨<sub>(一)</sub>之由、勅答于闕白之処、先可<sub>(レ)</sub>給<sub>(二)</sub>繪旨<sub>(一)</sub>之由、強被<sub>(レ)</sub>申<sub>(二)</sub>請<sub>(一)</sub>之、<sub>(日野重子)</sub>大方殿始終可<sub>(レ)</sub>有<sub>(二)</sub>扶持<sub>(一)</sub>之条可<sub>(レ)</sub>有<sub>(二)</sub>賢察<sub>(一)</sub>、別而可<sub>(二)</sub>申沙汰<sub>(一)</sub>之由、被<sub>(レ)</sub>示<sub>(二)</sub>中山<sub>(一)</sub>之間、中山申<sub>(二)</sub>沙汰<sub>(一)</sub>之、仍<sub>(繪旨事)</sub>可<sub>(二)</sub>申沙汰<sub>(一)</sub>之由、被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>中山<sub>(一)</sub>了、社訴子細示<sub>(二)</sub>遣闕白<sub>(一)</sub>、無為之様可<sub>(二)</sub>申沙汰<sub>(一)</sub>之由、被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>下<sub>(一)</sub>之、重<sub>(二)</sub>闕白之条不<sub>(レ)</sub>可<sub>(二)</sub>承引<sub>(一)</sub>「<sub>(大)</sub>」事也、被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>尹卿<sub>(定親)</sub>之条可<sub>(レ)</sub>然、如<sub>(二)</sub>愚<sub>(一)</sub>者、於<sub>(二)</sub>武家<sub>(一)</sub>沙汰之最中也、中央被<sub>(レ)</sub>申<sub>(二)</sub>請<sub>(一)</sub>繪旨<sub>(一)</sub>之条不<sub>(レ)</sub>可<sub>(レ)</sub>然歟、先被<sub>(二)</sub>召返<sub>(一)</sub>、猶被<sub>(レ)</sub>廻<sub>(二)</sub>叡慮<sub>(一)</sub>、且<sub>(大)</sub>兩方之儀被<sub>(二)</sub>尋聞食<sub>(一)</sub>、追可<sub>(レ)</sub>有<sub>(二)</sub>御沙汰<sub>(一)</sub>哉之由、忿被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>中山<sub>(一)</sub>之条可<sub>(レ)</sub>然歟、且<sub>(大)</sub>繪旨若未<sub>(レ)</sub>送<sub>(二)</sub>闕白<sub>(一)</sub>歟、早速先被<sub>(レ)</sub>仰<sub>(二)</sub>之条可<sub>(レ)</sub>宜哉者、

【史料六】は、祝園荘の永領繪旨を求める闕白兼良とそれに対応した伝奏中山定親のやりとりが明瞭にわかるものである。まず経緯を整理しておく、彈正尹中山定親は、闕白兼良の申請により奉書をもって職事・頭左大弁坊城俊秀に繪旨の執筆を命じた。しかしここで繪旨の発給が停止された。兼良に対抗する春日社雜掌による社訴がなされた

からである。【史料六】では虫損により詳細がわからないが、その経緯は、『建内記』同日条の「祝園庄事、社家申旨  
奏聞之由、無<sub>レ</sub>何告、<sub>三</sub>示彈正尹<sub>一</sub>了、<sub>レ</sub>于時、頭左大弁未<sub>レ</sub>書、<sub>三</sub>送<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>於中山<sub>二</sub>之時分也<sub>一</sub>」返答云、自<sub>三</sub>関白<sub>一</sub>被<sub>二</sub>  
申請<sub>一</sub>之間、今日被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>了者、不<sub>レ</sub>恐<sub>三</sub>沙汰之中央<sub>一</sub>者歟、莫<sub>レ</sub>言々々」という記述から判明する。つまり、綸  
旨が作成されているさなか春日社による訴えがなされ、それが奏聞されたのである。このことは定親にも伝えられ、  
兼良への綸旨発給は直前で停止された。あらためて【史料六】によると、その後、女房奉書によって勅答が下された  
が、ここで問題となったのは、関白兼良の申請に肝心の大方殿重子の内書が添えられていなかったことである。そし  
て兼良の申請は「不分明」として退けられ、「武家御教書」がなされたあとに綸旨を申請せよとの勅答が下ったので  
ある。この勅答を中山定親が関白兼良に伝えたところ、先に綸旨を発給せよと強く主張し、「大方殿始終可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>扶持<sub>一</sub>  
之条可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>賢察<sub>一</sub>」と定親に恫喝を加えたのである。ここでは、後花園天皇の勅答や万里小路時房の意見にもある  
ように、武家沙汰の最中において、しかも武家の御教書が発給される前に綸旨を申請することは許されないと  
の觀念をうかがうことができるが、これまでの経緯からみてわかるのは関白兼良の焦りであって、そこで主張されるのは大  
方殿の「扶持」のみであったことである。

ここであらためて問題となるのは、関白兼良にもたらされたことされる大方殿重子の「内書」をどのように理解する  
かという点である。このことは、「とても大かた殿のないしよしさいなき事とて候ほとに、そのふん申さたし候へき  
よし、なかやまにおほせられ候つる」と勅答に記されているように、まず大方殿の内書の欠如が問題となっているの  
である。ではなぜ、兼良は重子の内書を提出しなかったのであろうか。ここで関白兼良が中山定親に宛てた奉書の内  
容をみると、「祝園庄永領 綸旨事、先途彼<sub>内</sub>書不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>其子細<sub>一</sub>之間、重如<sub>レ</sub>此申改候」とあり、重子の内書には、  
肝心の祝園庄永領申請にかんする詳細な記載がなされていないことが判明する。つまり、兼良と重子とのあいだ

で十分なすり合わせがおこなわれていなかったことがうかがえるのである。とすれば、先にみたとおり重子の「口入」が十分内容を吟味せずおこなわれていたことが多かったことをふまえると、重子サイドは関白兼良の依頼についてもあまり内容を理解せず「口入」をおこなったのではないか。しかし、そのなかでは兼良の立場を有利に運ぶ文言はなかつたとみられる。実際、関白兼良はさかんに大方殿重子の影をちらつかせて中山定親を恫喝するが、そこに重子の意思は一向にあらわれないのである。関白兼良にしてみれば、大方殿重子の具体的な「口入」がなかったために、重子の名前を提示した恫喝というかたちで無理を押しとおすしかなかったのではあるまいか。その後も、「所詮関白者、大方殿内書事類被<sub>レ</sub>掠申<sub>一</sub>也」とあるように、兼良は大方殿重子の内書をよりどころに主張を重ねた。しかし、万里小路時房の「掠申」という表現に注目すれば、重子の内書が実際に存在したかどうかさえ疑わしい。結局、関白兼良の望みどおりとはならず、祝園荘は春日社に返付されたのである。<sup>(45)</sup>

以上をふまえて、あらためて大方殿重子の権力について考えてみたい。高橋修氏は、さきにみた祝園荘を含めた数多くの重子の「口入」の事例を分析したうえで、これらを政治介入と評価して、重子を將軍権力の代行者と位置づけた。<sup>(46)</sup>重子が將軍権力を代行していたとする見方は、限定つきではあるが、現在でも一部継承されている。<sup>(47)</sup>では、かかる重子の膨大な「口入」は、將軍権力を代行するものといえるのであろうか。木下昌規氏によれば、嘉吉元年の段階で足利義勝の養母正親町三条尹子が政治より退き、生母である重子の政治的影響力が高まったとされ、<sup>(48)</sup>そうした重子の立場を頼んで諸人が「口入」を依頼した側面はあろう。しかし、前稿でみたように、重子の意向は公武の意思決定ルートには位置づいておらず、あくまで内奏など非公式のルートで、「口入」として意思をおしにすぎない。しかしあらためて注意したいのは、重子の「口入」が重子本人とその周辺が申請の内容を吟味せず、理解しないまま方々に「口入」をおこなう点である。それは、重子に「口入」を依頼する者にとってはそのまま「口入」してもらえ

るという点において扱いやすかったと推測されるが、それが頻繁となると【史料五】でみたように問題視されるようになり、最終的には「天下事不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>是非<sub>一</sub>」可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御綺<sub>一</sub>之由、思食<sub>歟</sub><sup>(49)</sup>と管領畠山持国に警戒されるほど政治的問題として発展する。かかる経緯が、あたかも將軍権力の代行者として政務介入をおこなう重子像を生み出したのではないか。よって、重子を將軍権力の代行者とみる見方には慎重でありたい。

重子の「口入」は、内奏を含めたさまざまなルートを駆使してなされるものであった。あくまで内奏に注目すれば、重子の「口入」は公武間交渉の間隙をつくかたちでなされるものであり、それは公武間の交渉や合意形成のありかたを動揺させかねない政治的問題であったのである。とすれば大方殿重子は、伝奏などの交渉ルートを經由せず、公武間を横断しうるひとつの政治的存在であったといえよう。

### おわりに

以上、三章にわたって嘉吉・文安年間における公武間交渉の実態と政務運営のあり方についてみてきた。最後に内容をまとめておきたい。

嘉吉の乱後、政治責任が秩序の根幹としての「天皇」に帰さないようにとの配慮から、公武による政務運営のあり方がみなおされた。南都伝奏など人事面においては、伝奏を中心に室町殿と昵懇の公家らが意見をまとめたうえで、公武間で意見をすり合わせようとする動きがみられた。

嘉吉の乱後においても基本的には、武家の執奏のとおり宣下がなされたが、その執奏の内容に天皇が不満に思うと、しばしば勅答を遅らせて不満の意を示すことがあった。この場合、いかに勅答を引きださせて、円滑に公武間の

交渉を進めるかが伝奏に求められた調整能力であった。伝奏がみな、こうした調整能力を有していたわけではなく、それは同時期に進展する武家伝奏や惣伝奏への一本化と無関係ではないと考えられる。

公武間交渉においては、武家による伝奏をつうじた執奏が天皇まで届かないケースがみられた。公武の意思決定において、天皇までの距離が遠く、それが弊害となつていくことがあがる。伝奏として天皇に直接奏上するわけにはいかず、宰相典侍などの女房をとす必要があつたのである。そうした状況では、天皇の周辺で内奏がおこなわれ、武家の意向とは異なる勅答が下されることもあり、伝奏をつうじた公武間交渉も場合によっては機能しないこともあつた。そして、かかる天皇周辺の不透明な空間から、山名持豊など特定の人物の追討を命じる治罰の論旨が発給されたという噂が現実味をもつて流れるなど、現実の政治情勢に大きく影響を与えかねない事態も生まれた。このように、天皇の周辺において内奏がおこなわれ、その恣意的な判断が天皇の勅許として下されようとする事例はままみられるのであり（天皇自身も把握していない）、このことは当該期の公武交渉と政務運営の実態としておさえておく必要がある。

かかる内奏をひとつのルートとして、大方殿日野重子の「口入」がおこなわれた。「口入」自体は政治的な行為としてほかにみられるため重子に限定されたものではないが、重子の場合、申請内容を把握せず、また重子祇候の女房が雅意に任せて「口入」をおこなつていくことが問題となつていた。重子の「口入」は、重子自身が内容を吟味しないまま「口入」に及ぶ点に特徴がみられ、それが重子に「口入」を依頼する一条兼良ら申請者にとつて簡易的であつたとみられる。結果、膨大な重子の「口入」が生みだされ、文安年間には管領畠山持国の主導する幕政に抵触するにいたる。従来、いわれてきた重子の「政治介入」は、そのほとんどが実態は依頼にもとづく「口入」であり、将軍権力を代行する政治的行為とは区別されるべきものであろう。しかし、その「口入」がしばしば内奏をとめない、

関白一条兼良までもが重子の「口入」を必要とした事実は、公武間の多様な交渉ルートが存在を示してくれているのである。

〔注〕

- (1) 室町期の伝奏をめぐる研究史については、桃崎有一郎「室町殿の朝廷支配と伝奏論」(中世後期研究会編『室町・戦国期研究を読みなおす』思文閣出版、二〇〇七年)を参照。
- (2) 伊藤喜良「伝奏と天皇」(同著『日本中世の王権と権威』思文閣出版、一九九三年、初出一九八〇年)。
- (3) 富田正弘「嘉吉の変以後の院宣・綸旨」(小川信編『中世古文書の世界』吉川弘文館、一九九一年)。
- (4) 富田正弘「室町殿と天皇」(久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史二一 室町の社会』東京堂出版、二〇〇六年、初出一九八九年)。
- (5) 瀬戸薫「室町期武家伝奏の補任について」(『日本歴史』五四三、一九九三年)。
- (6) 家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(朝幕研究会編『近世の天皇・朝廷研究大会成果報告集』五、二〇一三年)。
- (7) 上嶋康裕「敷奏」に関する一考察」(『古文书研究』八一、二〇一六年)。
- (8) 高田星司「室町殿の側近公家衆について」(『國學院雑誌』九五・九、一九九四年)。
- (9) 瀧澤逸也「室町・戦国期の武家呢近公家衆」(『国史学』一六二、一九九七年)。
- (10) 拙稿「嘉吉の乱後の政局と足利義勝の継嗣」(『年報中世史研究』四八、二〇一三年)。なお、本論でいう「前稿」とはこの論文を指す。
- (11) 川合康「後白河院と朝廷」(同著『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房、二〇〇四年、初出一九九三年)。
- (12) 高橋典幸「鎌倉幕府と朝幕関係」(『日本史研究』六九五、二〇一〇年)。
- (13) 『建内記』嘉吉元年十月十日条。

- (14) 『建内記』嘉吉元年十月十二日条。
- (15) 桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社学術文庫版、二〇〇九年、原版は二〇〇一年)二六四頁。
- (16) 前掲注(14)史料。
- (17) 「一人(いちじん)」とは、「特に、天下で並ぶものないただひとりの人の意で、天皇、天子をいう」(「いちじん」室町時代語辞典編集委員会編『時代別国語大辞典』(室町時代編一)三省堂、一九八五年、四二〇頁)。なお、「一人」を「いちひと」と読むと太政大臣を指し、「いちにん」とする場合は右大臣を指す(「いちにん」同上、四二八頁)。「時代別国語大辞典」の「いちにん」の項では、『職原抄秘注』の記述が紹介されており、それによると「一人ト濁ハ天子ナリ、人清ハ平人也」とあって、天子を「イチジン」、右大臣を「イチニン」として明確に区別され、「いちじん」は意義用法が限定されていたという。その区別は史料の文脈で判断するしかないが、將軍・室町殿を「一人」と称した用例は管見の限りでは見当たらず、『建内記』嘉吉元年十月十二日条の「一人」はあくまで天皇を指すとみられる。
- (18) 新田一郎『日本中世の国制と天皇』(『思想』八二九、一九九三年)。
- (19) 川合康『武家の天皇観』(前掲注(11)川合著書、初出一九九五年)。
- (20) 前掲注(18)新田論文、七一頁。
- (21) 前掲注(19)川合論文、二六九頁。
- (22) 前掲注(14)史料。
- (23) 前掲注(9)瀧澤論文。
- (24) 『建内記』嘉吉元年十月二十一日条。
- (25) 前掲注(24)史料。
- (26) 林遼『室町幕府の興福寺統制と南都伝奏』(『日本史研究』七一六、二〇二二年)。
- (27) 左大史時繁の訴えをうけた持之は、中山定親をつうじて天皇に奏聞した。そのさい、幕府奉行人をもってこの件の審理にあたらせることとなったが、これをうけて万里小路時房は、「沙汰之次第不<sub>二</sub>甘心<sub>一</sub>事也、官職事、於<sub>二</sub>公家<sub>一</sub>殊可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>事也」と批判している(『建内記』嘉吉元年十月十二日条)。本論でみる官務の相論ではこの逆であって、幕府の呼びかけ

- をきっかけとして公家側で話し合いがもたれている。とすれば、時房の批判は汲み取られたといえよう。
- (28) ただし、この時期の細川勝元はいまだ若年であり、一門の細川持賢の補佐をうけていたことが知られ、この三卿に議論させるといふ判断は、持賢の判断による可能性もある。細川持賢の政治的位置をめぐっては、川口成人「細川持賢と室町幕府」〔ヒストリア〕二六六、二〇一八年)を参照。
- (29) 『師郷記』文安二年十一月二十一日条。
- (30) 『建内記』文安四年九月十二日条。
- (31) 『建内記』文安四年七月十六日条。
- (32) 前掲注(4) 富田論文、四三頁。
- (33) 『薩戒記』嘉吉三年六月九日条。
- (34) 『薩戒記』嘉吉三年六月十四日条。
- (35) たとえば、伝奏の役割を概説した水野智之氏は、「後小松上皇が独自に院宣を発給することにより、義持と調整する必要性が高まり、伝奏がその調整の仲介役を務めるようになった」とし、伝奏が公武間の調整役を担ったその歴史的背景を紹介している(水野智之「動乱期の公武関係を支えた公家たち」日本史史料研究会監修・神田裕理編『伝奏と呼ばれた人々』(ミネルヴァ書房、二〇一七年)一〇三頁)。
- (36) 前掲注(5) 瀬戸論文。
- (37) この時期における八代將軍足利義成(義政)の居所については、前掲注(10) 拙稿、木下昌規「足利義政と「室町」・將軍御所」〔歴史研究〕七二二、二〇一四年)を参照。
- (38) 『建内記』文安四年七月十六日条。
- (39) 前掲注(38) 史料。
- (40) 『建内記』嘉吉三年七月九日条。
- (41) 『建内記』文安元年二月十二日条。
- (42) 「女房奉書」〔建内記』文安四年十一月二日条所収)。

- (43) (文安四年)十月二十九日「中山定親宛関白一条兼良御教書写」(『建内記』文安四年十一月二日条所収)。
- (44) 『建内記』文安四年十一月十四日条。
- (45) (文安四年)十一月十四日「論旨案」(『建内記』文安四年十一月十四日条所収)。
- (46) 高橋修「日野(裏松)重子に関する一考察」(『国史学』一三七、一九八九年)。
- (47) たとえば吉田賢司氏は、従来の重子による「寵嬖政治」論を批判しつつも、重子が室町殿権力を代行しうる存在であること自体は認めている。(吉田賢司「足利義政期の軍事決裁制度」(同著『室町幕府軍制の構造と展開』吉川弘文館、二〇一〇年、初出二〇〇六年)二九九頁)。
- (48) 木下昌規「足利將軍家における足利義教御台所正親町三条尹子」(伴瀨明美ほか編『東アジアの後宮』勉誠社、二〇二三年)。
- (49) 『建内記』文安元年二月十二日条。

(大学院博士後期課程学生)

## SUMMARY

Political Management and the Court and Samurai Government in the  
Kakitsu and Bunan Periods (1441-1449)

Wataru KURUMAYA

The purpose of this paper is to clarify how government affairs were managed and how the national will was determined during the Kakitsu and Bunan periods (1441-1449), focusing on the actual state of negotiations between court nobles and warrior clans.

After the Kakitsu Rebellion, negotiation channels between the court and the shogunate were reexamined. In the area of personnel affairs, there was a movement to bring together the opinions of court and others who were close to the Muromachi-dono, centering on the tenso, and then to reach a consensus on the will of the court. Negotiations between the court and the shogunate were fraught with problems. For one thing, the emperor sometimes delayed his decision when he was dissatisfied with the intentions expressed by the shogunate. In such cases, it was important for the tenso to demonstrate his ability to coordinate and obtain the Emperor's decision. Another problem was that there were cases in which applications by the shogunate did not reach the emperor. The distance to the emperor was too great in the decision-making process between the court and the shogunate, and under these circumstances, there was a possibility that the emperor would make a decision that differed from the wishes of the warrior class by making a secret representation to the Emperor.

Using this make a secret representation to the Emperor route, Hino Shige-ko, the Shogun's birth mother, intervened in political affairs. In Shige-ko's case, the problem was that she did not understand the details of the application, and the fact that the wives who served her intervened without her permission was problematic. This situation was attractive to those who asked Shige-ko to intervene in political affairs, and as a result, Shige-ko's intervention in political affairs became enormous and came into conflict with the politics of the shogunate. The fact that even the Kanpaku needed Shige-ko's political intervention shows the diversity of negotiation channels between the court and the shogunate.